五　特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者からその設置した特定発電用原子炉又は特定発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第四十三条の二十五第一項の許可をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官	

第六十四条の表第二号の次に次の一号を加える。

三　特定発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（当該特定発電用原子炉を設置しようとする者及び当該特定発電用原子炉に係る旧発電用原子炉設置者等を含む。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官	

別表第一の十六の項イ中「六十三万七千七百円」を「七十万五千円」に、「六十三万六千四百円」を「七十万三千円」に改め、同項ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「二百十万九百円」を「百四十五万三千百円」に、「二百十万六百円」を「百四十五万千円」に改め、同項ハ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「八百六十六万千九百円」を「八百四十四万五千三百円」に、「八百六十六万六百円」を「八百四十四万三千三百円」に改め、同表の十八の項イ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、「設置に伴う」を削り、「二百七十四万六千六百円」を「二百二十一万三千二百円」に、「二百七十四万五千三百円」を「二百二十一万二千百円」に改め、同項ロ中「四十九万千六百円」を「七十三万二千三百円」に、「四十九万三百円」を「七十三万三百円」に改め、同表の十九の項イ並びに二十一の項ロ及びハ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同表の二十二の項イ中「二十五万四千四百円」を「二十九万八千五百円」に、「二十五万三千二百円」を「二十九万六千四百円」に改め、同項ロ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「四十六万八千百円」を「五十四万七千百円」に、「四十六万六千八百円」を「五十四万五千百円」に改め、同項ハ中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に、「百二十一万八千六百円」を「百四十六万四千九百円」に、「百二十一万七千三百円」を「百四十六万二千八百円」に改め、同表の二十三の項中「二十三万千四百円」を「三十三万九千百円」に、「二十三万二百円」を「三十三万七千円」に改め、同表の二十七の項中「九十万九千二百円」を「七十九万三百円」に、「九十万七千八百円」を「七十八万八千三百円」に改め、同表の二十八の項中「三十二万四千八百円」を「三十四万五千二百円」に、「三十二万三千四百円」を「三十四万三千二百円」に改め、同表の二十九の項中「五十三万三千五百円」を「三十九万千八百円」に、「五十三万二千二百円」を「三十八万九千八百円」に改め、同表の七十一の項を同表の八十七の項とし、同表の七十の項イ中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設」に改め、同項を同表の八十六の項とし、同表の六十九の項を同表の八十五の項とし、同表の三十の項から六十八の項までを十六項ずつ繰り下げ、同表の二十九の項の次に次の十六項を加える。

三十	法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者	千七十万三千九百円（電子申請等による場合にあつては、千七十万千八百円）
三十一	法第四十三条の三の八第一項の許可を受けようとする者 イ　発電用原子炉の熱出力の増加又は発電用原子炉の基数の増加に係る変更の許可 ロ　その他の変更の許可	四百二万八千六百円（電子申請等による場合にあつては、四百二万六千六百円） 五十二万四千百円（電子申請等による場合にあつては、五十二万二千百円）
三十二	法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者 イ　発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の計画の認可 ロ　その他の工事の計画の認可又は変更の認可	百六十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百六十六万百円） 三十六万八千四百円（電子申請等による場合にあつては、三十六万六千三百円）
三十三	法第四十三条の三の十一第一項の使用前検査を受けようとする者 イ　発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る使用前検査 ロ　その他の使用前検査	千四百四万七千三百円（電子申請等による場合にあつては、千四百四万五千二百円） 五十九万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十九万二千二百円）
三十四	法第四十三条の三の十二第一項の燃料体検査を受けようとする者 イ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の総数。以下同じ。）が千個以下の燃料体検査 ロ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査	十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円） 十二万六千百円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額
三十五	法第四十三条の三の十二第四項の燃料体検査を受けようとする者 イ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査 ロ　燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査	六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円） 六万三千円（電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円）に千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額
三十六	法第四十三条の三の十三第三項の審査を受けようとする者 イ　溶接箇所が三百箇所以内の原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査 ロ　溶接箇所が三百箇所を超える原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に係る体制についての審査	百十四万四千百円 百十四万四千百円に三百箇所を超える百五十箇所又はその端数を増すごとに五十七万二千円を加算した額